

# 入札説明書

この入札説明書は、長野県が発注するその他の契約のうち業務委託に関し、入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者（代理人を含む。以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項について説明したものです。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 発注件名 上田合同庁舎清掃及び設備管理業務
- (2) 業務の概要 上田合同庁舎内外の美観及び衛生の保持並びに適正な施設の維持管理を行う。
- (3) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成31年(2019年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日まで
- (5) 履行場所 長野県上田合同庁舎及びその構内

## 2 入札参加者に必要な資格

入札公告に示すとおりとします。

なお、「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）」（以下「入札参加資格」という。）を有しない者は、開札時までに資格の確認を受けることを条件に入札書を提出することができます。ただし、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とします。

## 3 本調達の入札方式について

本調達は、低入札価格調査制度を併用した総合評価落札方式一般競争入札により落札者を決定します。

なお、入札説明会は開催しません。

## 4 一般競争入札に係る一般的事項

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書、別添契約書(案)等を熟覧し、承諾の上で入札に参加してください。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、入札公告に掲げる予算執行者に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、入札に関して要した費用は、すべて当該入札参加者が負担してください。
- (4) 入札参加者は、入札に際して知り得た秘密を漏らしてはならないものとします。

## 5 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札申込書（別紙様式1）、入札公告に示す参加資格の2、5及び6の事項を記載した別紙様式2及び3を、平成31年2月13日（水）午後5時までに、持参又は郵送により、入札公告に示す「本件発注に係る照会先」へ提出してください。

この際、別紙様式3においては、業務契約書の写しを添付してください。ただし、本県機関を発注者とする契約業務を履行した実績を有する者は、業務契約書の写しの提出は不要とします。

## 6 入札保証金

入札保証金とは、入札参加者があらかじめ長野県に納付する保証金をいい、落札者が契約を締結しない場合に、納付した保証金は県に帰属します。

(1) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、平成31年3月5日（火）正午までに入札公告に示す「本件発注に係る照会先」へ納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。

ア 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。

(2) 予算執行者は、一般競争入札申込書の提出があったときは、入札保証金の納付免除ができるかどうかの確認をするものとし、納付が必要な入札参加者には、その旨の連絡をします。なお、予算執行者が確認に必要なときは、資料等の提出を求め場合があります。

(3) (1)の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとします。

(4) (1)の入札保証金の額又は担保の価額は、見積もった金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の5に相当する金額以上とします。

(5) 入札保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

ウ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時まで寄託してください。

(6) 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付します。また、落札者が納付した入札保証金等は契約の締結後にこれを還付します。

(7) 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書（別に定める）を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付します。

(8) 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとします。

また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合には、(4)により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとします。

(9) 入札保証金には、利子を付しません。

## 7 入札書等の提出

(1) 入札参加者は、平成31年2月26日（火）午後5時までに、入札書（別紙様式4）並びに価格以外の評価点申請書（別紙様式5、以下「評価点申請書」という。）及び添付書類（以下「入札書等」という。）を直接又は郵便（一般書留又は簡易書留に限る。）により、入札公告に示す「本件発注に係る照会先」へ提出してください。電話、電報、テレックス、

ファックス、コピーその他の方法による入札は認めません。

- (2) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状（別紙様式7）を提出してください。
- (3) 入札書に記載すべき事項は次の各号のとおりです。
  - ア 入札に付される調達業務名
  - イ 入札金額（1年間の委託料）
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (4) 入札書等を提出する場合は、別添の宛名シートを切り取り、入札書封入封筒には中封筒用A票（「3月6日開札〔上田合同庁舎清掃及び設備管理業務委託〕の入札書在中」）を、別紙様式5及び添付書類を封入した別の封筒には中封筒用B票（〔上田合同庁舎清掃及び設備管理業務委託〕の価格以外の評価点申請書等在中）を貼付し、外封筒用シートを貼付した封筒と一緒に入れてください。

また、A票及びB票には、入札者の商号又は名称を必ず記載してください。
- (5) 入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければなりません。
- (6) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (7) 入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとします。なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の2分の1の100分の8に相当する額及び入札書に記載された金額に当該金額の2分の1の100分の10に相当する額を加算した金額の合計（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (8) 委託料の支払方法、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮するとともに、最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）により決定された長野県の地域別最低賃金をいう。）の動向を十分考慮して入札金額を見積ってください。
- (9) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められること（指名されていること）を条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき（指名されなかったとき）は、当該入札書は落札決定の対象としません。
- (10) 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがあります。

## 8 価格以外の評価点の審査

- (1) 本件入札の価格以外の評価については、公告の別記に記載のとおり評価項目が設定されており、別紙様式5及び添付書類を用いて評価します。
- (2) (1)の評価結果は、以下のとおり、県ホームページ（URLは、入札公告に示す「その他 1 入札方法」及び「仕様書」に記載）にて公表、公表内容に対する疑義照会及び回答

を行った後に決定します。

ア 価格以外の評価結果の公表 平成 31 年 3 月 1 日（金）午後 3 時

イ 結果についての問合せ期限 平成 31 年 3 月 4 日（月）正午

（受付方法は、入札公告に示す「本件発注に係る照会先」のファックス又は電子メールのみとします。）

疑義照会は、疑義照会を行う入札参加者本人に係る内容に限って行えるものとし、別紙様式 6 を使用して行うものとします。

ウ 上記問い合わせへの回答 該当者に対し平成 31 年 3 月 5 日（火）

エ 価格以外の評価点の決定期日 平成 31 年 3 月 5 日（火）午後 3 時

## 9 開札（価格の評価）

- (1) 開札は、長野県上田合同庁舎 2 階 上田地域振興局総務管理課で行い、開札日を含む 2 日以内に、県ホームページ（URL は、入札公告に示す「その他 6」及び「仕様書」に記載）にて結果を公表します。
- (2) 入札回数は、原則 1 回とします。
- (3) 開札は、価格以外の評価点を決定した後、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとします。
- (4) 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人になることができません。

## 10 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 入札公告に示す入札参加資格要件審査書類を提出しない者の提出した入札書
- (2) 入札公告に示す入札参加資格要件の審査のために予算執行者が行う指示に従わない者の提出した入札書
- (3) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (4) 同一人が入札した 2 通以上の入札書全部
- (5) 入札人が協定して入札した入札書
- (6) 調達件名がない又は重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
- (8) 記載した入札額と内訳金額の合計額が異なっている入札書
- (9) 代表者が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、及び代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (11) 日付がない又は当該案件の公告日から開札日までの期間以外の日付が記載された入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した者でその訂正について押印のない入札書
- (13) 納付した入札保証金等の額が 6 (4) による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (14) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (15) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
- (16) 実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場

- 合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）が同時入札した全ての入札書  
(17) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 11 落札者の決定

- (1) 8の価格以外の評価点及び価格による評価を統合し、落札候補者を決定します。ただし、同点の場合は、当該入札者に連絡のうえ、くじ引きにより決定するものとします。当該の入札者が出席できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとします。
- (2) 本件入札には低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）が設定されています。落札候補者の申込み価格が調査基準価格以上の場合は当該候補者を落札者に決定します。下回った場合は調査を実施し、業務遂行の適否を判断します。この場合、当該候補者は当該入札価格の根拠となる詳細資料を別に定める日までに提出し、調査のための事情聴取等に協力しなければなりません。
- (3) 調査の結果、当該候補者を落札者とした場合は、落札者決定通知を行います。  
なお、当該候補者を落札者とし不在の場合は、次順位の評価点の者を落札候補者とし、上記(2)を実施します。
- (4) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、入札参加者に口頭又は電話により通知します。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

## 12 契約保証金

契約保証金とは、落札者が契約の履行に当たりあらかじめ長野県に納付する保証金をいい、契約上の義務を履行しないときに、納付した保証金は県に帰属します。

- (1) 落札者は、契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。
  - ア 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を提出したとき。
  - イ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
  - ウ 落札価格が100万円未満であり、落札者が契約を確実に履行するものと予算執行者が認めたとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、別表に掲げるとおりとします。
- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、落札価格（税込み）の金額の100分の10に相当する金額以上とします。
- (4) 契約保証金等の納付方法は、6の(5)のア及びイの定めを準用します。
- (5) 落札者が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとします。
- (6) 落札者が納付した契約保証金等は、この契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する事由が生じたときは、これを還付します。
- (7) 契約保証金には、利子を付しません。
- (8) 契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額の100

分の10に相当する金額を違約金として納付するものとします。

### 13 契約の締結

- (1) 入札公告に示す契約書（案）のとおりとします。
- (2) 落札者は、落札した日の翌日から起算して5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで）に契約を締結しなければなりません。
- (3) 契約書は、まず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (4) 予算執行者が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。
- (5) 落札者は、契約の締結に当たって、消費税にかかる課税事業者又は免税事業者である旨の届出を提出しなければなりません。ただし、届出が既に提出されているため必要がないと認められた場合はこの限りではありません。

### 14 入札参加資格審査に関する事項

入札参加資格に関する事項の照会先

- (1) 郵便番号 380-8570
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- (3) 機関名 長野県会計局契約・検査課
- (4) 電話番号 026-235-7079

### 15 その他

この入札説明書に定めのない事項は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年規則第2号）の規定によります。

別表 入札保証金又は契約保証金に代わる担保

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に必ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

別添 入札書等提出時添付シート

(キリトリ線に沿って切り取り、外封筒及び2つの中封筒表にそれぞれ糊づけしてください。)

☆外封筒用

キ  
リ  
ト  
リ

3 8 6 - 8 5 5 5

上田市材木町1丁目2番6号

上田地域振興局総務管理課 行

☆中封筒用 A票

キ  
リ  
ト  
リ

3月6日開札

〔上田合同庁舎清掃及び設備管理業務委託〕の

**入札書在中**

【入札者の商号又は名称】

☆中封筒用 B票

キ  
リ  
ト  
リ

〔上田合同庁舎清掃及び設備管理業務委託〕の

**価格以外の評価点申請書等在中**

【入札者の商号又は名称】